

2021 年 10 月 19 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

## 「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 の改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、当協会が昨年 5 月 29 日に策定した「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改定しましたので、お知らせいたします。

なお、本ガイドラインは、当協会病院清掃受託責任者講習実施委員長の金光 敬二先生（福島県立医科大学医学部感染制御学教授）の監修をいただくとともに、厚生労働省生活衛生課及び内閣官房の確認を経て改定しております。

つきましては、ビルメンテナンス業務を通して、感染拡大の予防（施設内における交差感染を防ぐ・従業員が感染しない・従業員が感染を広げない）を徹底するため、一層の感染防止に努めていただきたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 【主な改定】

- ・空気感染のリスク評価の追加
- ・業務中は常に適切なマスクを着用する（できれば不織布）ことを追加
- ・トイレのハンドドライヤーは、適切な清掃が行われている場合は使用可とする
- ・従業員控室では、食事以外は常にマスクを着用することを追加
- ・実情を踏まえたうえで、連携医療機関と抗原簡易キットの活用を検討することを追加
- ・健康観察アプリなどを活用し、従業員の毎日の健康状態を把握することを追加
- ※アプリを勧めるものではありません。健康状態の把握ができれば別の方法で構いません。
- ・従業員が集団生活をしている場合は、定期的な PCR 検査の活用を検討することを追加

【添付】ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン  
業種別ガイドラインチェックシート（ビルメンテナンス業）

※政府 HP (<https://corona.go.jp/>)・当協会 HP (<https://www.j-bma.or.jp/>) に公開中

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階  
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t\_simo@j-bma.or.jp

## ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和3年2月15日改定

令和3年10月14日改定

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

### 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染対策を検討し、実践することが必要になる。」とされたところである。

特にビルメンテナンス業では、ビルメンテナンス業務を通して、感染拡大の予防（施設内における交差感染を防ぐ・従業員が感染しない・従業員が感染を広げない）と社会経済活動の両立を図っていくに当たって、サービスを提供する施設の用途に応じて具体的な感染対策を検討し、実践することが重要である。

このため、ビルメンテナンス業界においては、政府の基本的対処方針を踏まえ、専門家会議提言において示された感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各ビルメンテナンス事業者が受託する多種多様な施設のビルオーナー（事務所施設、商業施設、病院、公共施設等）との協働による、個々の施設の実情に応じた感染対策及び施設利用者に対する協力依頼・情報発信、②従業員の感染対策・健康管理）に関して、本ガイドラインを定めることとする。

また、ビルメンテナンス業従業員は、他業種と比較して重症化するリスクが高いとされる高齢者が多いという特徴がある。感染拡大を予防することに加えて、従業員の安全を確保するためにも業界をあげて本ガイドラインを普及する必要がある。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

ビルメンテナンス業は、社会活動を維持するために、衛生上重要な役割を担っており、事業継続が求められている。ビルメンテナンス業務を提供する施設においては、ビルオーナーの意向を確認し、施設の規模や利用の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、従業員のほか、施設利用者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じつつサービスを提供する必要がある。

感染性が高いデルタ株等の変異株の流行に伴い、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が重なる場合はもとより、施設内に一つ一つの密が生じる場があれば、ビルメンテナンスの立場からビルオーナーに対し、報告することも必要である。

また、ビルメンテナンス事業者の自社内勤務に当たっては、事務所内でいずれの密も回避するとともに、業務に応じて可能な限り、テレワーク、オンライン会議の導入、時差通勤を行う。なお、従業員への教育も、小グループでの実施や自宅学習、可能な限りオンライン教育を導入する。

本ガイドラインは、ビルメンテナンス業務を通して、感染拡大の予防（施設内における交差感染を防ぐ・従業員が感染しない・従業員が感染を広げない）を徹底することを趣旨とする。

## 3. 具体的な対策

### （1）リスク評価

ビルメンテナンス事業者は、ビルオーナーと連携し、新型コロナウイルス感染症の感染経路である飛沫感染（①）、空気感染（②）、接触感染（③）のそれぞれについて、従業員や施設利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

#### ① 飛沫感染のリスク評価

人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。マスクをはずしている食事中や喫煙スペースは、特にリスク評価をする上で留意する。

#### ② 空気感染のリスク評価

くしゃみ、咳、会話などで飛沫の他に 5 μm未満の小さな粒子が発生する。これはエアロゾルと呼ばれ、空気中にしばらく漂うことが知られている。エアロゾルによる感染は空気感染である。狭い場所や換気が悪い場所では、エアロゾルによる感染が起こりやすく、これらの箇所のリスク評価を行う。

### ③ 接触感染のリスク評価

不特定多数の者が共有する物品やドアノブなど頻繁に手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、空調・電気のスイッチ、トイレのフラッシュバルブ、テレビチャンネル、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン等）には特に注意する。

## （２）施設内の各所における日常清掃の対応策

通常の日常清掃以外の対応策については、ビルオーナーの確認を得て行う。

### ① 基本原則

日常的な清掃は、施設内の交差感染を防止する重要な役割を果たす。接触感染を防ぐために不特定多数の者が触れる高頻度接触部位については、界面活性剤（第四級アンモニウム塩や両性界面活性剤）でほこりや汚れを除去し、清掃後に次亜塩素酸ナトリウム溶液や消毒用エタノールなどで消毒する。高頻度接触部位の清拭・消毒回数は、少なくとも１日に１回行うが、接触頻度などリスク評価により１日に２回以上増やすことも考慮する。作業は清拭法とし、ミスト化や噴霧消毒は行わない。消毒や除菌効果を謳う製品を空間噴霧もしくは燻蒸して使用することは、生体に対する毒性と消毒効果の不確実性のため厳に慎まなければならない。屋外であっても推奨されない。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

なお、手が触れることが少ない高所部分や床面の清掃は、通常の清掃を基本とする。

### ② 作業上の留意事項と各エリア・場面の共通事項

- ・作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。ただ

し、アルコール性手指消毒薬を使用できるのは、手に見える汚れがないときだけである。

- ・洗っていない手で目、鼻、口に触れない。
- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、業務中は常に適切なマスクを着用する（品質の確かな、できれば不織布を着用。）。十分なマスク着用の効果を得るために、着用する際には隙間ができないように注意する。
- ・作業中に大声を出す必要性が生じた場合は、ヒトとの距離を十分に（できれば2 m以上）確保するよう努めること。マスクの着用法について、例えば厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照する。
- ・作業前及び作業中は施設の換気を行う。窓を開放する方法による換気では、2 方向の窓を1 時間に2 回以上、数分間程度全開にする（夏季及び冬季は、室内温度が大きく変動しないように留意した上で、定期的な換気を行う。）。
- ・人との接触を避け、対人距離を十分に確保（1～2 m以上を目安に）するよう努める。
- ・作業中に頻繁に触れる箇所を特定し、触れる回数が最低限になるよう工夫する。
- ・作業後に資機（器）材（例：モップ・ほうき・ちり取り等の柄など）の手入れ・消毒を行う。熱水処理する場合は、80℃で10 分間の処理を基本とする。
- ・ビルオーナーへの報告・連絡・相談はメールまたは携帯電話など非接触の方法にて行うことが望ましい。
- ・作業現場を車両で移動する際は、車内でも適切なマスク着用、換気、会話の自粛等基本的感染防止策を徹底する。

③ トイレ・洗面所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒を行う。ただし、アルコール性手指消毒を使用できるのは、手に目に見える汚れがないときだけである。
- ・業務中は常にマスクのほか、使い捨て手袋を着用する。
- ・便器内の作業時は、汚物や汚水の飛散による感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）をすることが望ましいが、使用できない場合は汚水の飛び散り等に十分注意する。
- ・不特定多数の者が接触する高頻度接触部位は適宜、清掃・消毒する。

- ・トイレトペーパーの汚染を防ぐために、未使用部分に触れないよう注意し、切離面の三角折りはしない。
- ・便蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオル等を使用する。
- ・ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。

④ 従業員控室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・食事以外は常にマスクを着用する。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。また、ヒトとの距離を十分確保するか、アクリル板を設置するよう努める。
- ・控室は、常時換気を徹底する。（空気の入れ替えができるよう、2方向の窓を同時に開ける等の対応を行う。）
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に清掃・消毒する。
- ・コップや手拭き用タオルなどは、共用しない。
- ・入退室前後（汚染されている可能性があるユニフォーム・作業靴の着脱後にも留意）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）及びアルコール性手指消毒薬を用いる。

⑤ ゴミの収集業務と廃棄

- ・掃除機で回収したごみの処理は、紙パックごと回収袋に入れる。
- ・ゴミの回収時は、マスク、使い捨て手袋（素手でゴミに直接触れない）を着用する。
- ・接触感染を防ぐため、ゴミ袋からゴミを取り出して分別することはできる限り避ける。分別ができていない場合は受傷する危険性もある。施設利用者に排出時の分別を徹底してもらうことが望ましい。
- ・ゴミ袋はゴミの量を 70%程度におさえ、しっかり縛って封をする。
- ・マスクや手袋の取り外し後は、石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。

⑥ その他

施設の対策に関することは、ビルオーナーの意向を確認しつつ以下の協力を行う。

- ・感染防止のための施設利用者の誘導（密にならないように対応）

- ・発熱、咳、咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかける。
- ・施設出入口に手指消毒設備を設置する。
- ・テナントビル等で入居者に感染が確認された場合は、保健所の指示に従って来訪者の入場制限を行う。
- ・機械換気の場合は、空気調和設備等の点検を行い、室内の換気が適切に行われているか確認する。なお、機械換気により適切な換気量が確保できる場合は追加で窓を開放する必要はない。
- ・窓を開放する方法による換気では、2方向の窓を1時間に2回以上、数分間程度全開にする。窓が1方向しかない場合等は、サーキュレーターなどの補助的併用も検討する。換気の悪い場合にCO<sub>2</sub>センサーを(複数箇所)設置すると換気の指標になる。
- ・冬期において密閉空間を換気する場合は、室温18℃以上かつ相対湿度40%以上に維持できる範囲内で、窓を常時開放する。なお、室温及び相対湿度を維持しようとする窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機や加湿器(結露に注意)を併用することも有効である。

### (3) 定期清掃・特別清掃

通常の定期清掃・特別清掃以外の対応策については、ビルオーナーの確認を得て行う。

- ・基本的事項は(2)施設内の各所における日常清掃の対応策と同じである。
- ・現場を移動する際に車を利用する場合は、車内の手がよく触れる箇所の清掃・消毒を行う。
- ・複数人で乗車する場合は、車内でも常にマスクを着用し換気を行う。

### (4) 設備管理

通常の設備管理以外の対応策については、ビルオーナーの確認を得て行う。

- ・基本的事項は(2)施設内の各所における日常清掃の対応策と同じである。
- ・法定点検等は、可能な限り人のいない深夜の作業帯を中心に行う。あるいは、各省庁の新型コロナウイルス感染症に関する通達を確認し、事故の発生防止を確保したうえで、弾力的な運用を行う。

- ・各施設の巡回は一人作業を基本とする。ただし、危険が伴うと判断した場合（高所作業等）は、安全衛生規則等に基づき、マスクを外さず複数人で作業を行う。
- ・工事を伴う作業時には密集を避けた作業シフトに変更する。

#### （５）施設警備

通常の施設警備以外の対応策については、ビルオーナーの確認を得て行う。

- ・基本的事項には（２）施設内の各所における日常清掃の対応策と同じである。
- ・複数人による立哨は、ヒトとの距離を十分にあける。
- ・不特定多数の者と近距離で接する業務時は、マスクを着用するほか、飛沫感染・接触感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）や、アクリル板等の利用を考慮する。
- ・施設利用者の救助・保護等の緊急対応、遺失物の拾得などは、通常の対応を行う。対応後は、石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。

#### （６）従業員（自社内勤務者含む）の感染管理

- ・石けんと流水による手洗い（30 秒以上）の徹底を図る。
- ・マスクの素材は、ウレタンや布よりも効果が高い不織布を選択し、鼻や口からの漏れがないよう正しく着用する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。従業員が自己管理している場合は、こまめに洗濯するよう徹底を図る。
- ・出勤前の検温で発熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、下痢等の症状がある場合は、管理者等に報告し、出勤しないことを徹底する。
- ・地域の実情を踏まえた上で、以下の事項についても実施を検討する。
  - 業務中、従業員に発熱等の症状が出現した場合は、抗原簡易キットを用いて積極的に検査を行う。
  - 抗原簡易キットの購入に際しては、近くの医療機関や医師会と相談して連携医療機関を定め、体外診断薬として国が承認したキットを購入する。
  - 検体採取にあたっては、教育を受けた従業員の監視下に行う。

- 抗原簡易キットで陽性を示した場合は、連携医療機関で PCR 検査を行う。抗原簡易検査には（PCR 検査にも）、疑陽性や偽陰性があるので、結果の解釈については連携の医療機関の説明を受ける。
- 従業員が抗原簡易キットで陽性となった時点から、従業員の勤務状況などから接触者リストを作成する。接触者に関しては、直ちに自宅待機とし、初発の従業員の診断が確定したら接触者リストを保健所に提出し接触者に対しても PCR 検査を行う。
- ・朝夕礼時には各従業員の体調を確認する。健康観察アプリ（有料・無料あり）を活用し、従業員の毎日の健康状態を把握することに努める。
- ・接触確認アプリ（COCOA）や地域の通知サービス、QR コード読取システムの活用を従業員に推奨する。接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源を on にしたうえで、マナーモードにすることを推奨する。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを徹底する。また、管理者は当該従業員が従事する施設のビルオーナーに報告する。
- ・管理者は、自宅待機となった従業員等の健康状態を毎日確認し、記録する。
- ・これらの報告を受ける管理者や担当者及び取り扱う情報の範囲を定め、従業員に周知を行う。
- ・発熱などの症状がある場合には、まずは「かかりつけ医」や身近な医療機関に電話で相談する。「かかりつけ医」がいない場合は、「受診・相談センター」に相談すると、診療・検査医療機関を紹介してもらえる。事前に地域の「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知しておく。
- ・従業員同士、従業員と管理者等との報告・連絡・相談は会話を短く切り上げるか、メール及び携帯電話にて行うことが望ましい。
- ・寮などで集団生活をしている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすく、一般的な感染対策を講じることが困難である。地域の流行状況に応じて、定期的な PCR 検査の活用を検討する。
- ・高齢者や重症化リスクの高い持病を持つ従業員については、より徹底した健康管理等を行う。
- ・夏季は、マスク等の着用による熱中症の危険性が高まるため、こまめに休憩と水分補給を行う。
- ・本ガイドラインに示した対応策やマスク・手袋等の個人防護具の着脱について、作業前の十分な教育が必要である。特に外国人従業員には日本語能力に応じて教育方法に配慮する。

#### 4. おわりに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症が発生していない施設を想定した感染予防対策である。発生した施設でビルメンテナンス業務を行う場合は、「防疫業務ガイドライン（公社）全国ビルメンテナンス協会編）」及び「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル」（令和2年4月27日公表（公社）全国ビルメンテナンス協会編）に則り、ビルオーナーや保健所等と連携を図りながら、従業員の安全を確保するために適切な対応を行う。大切なことは、基本に忠実に、常に安全確保で作業を行うことであり、管理者は従業員への情報提供、教育・訓練を徹底することである。

ビルメンテナンス事業者は、緊急事態宣言時も国民生活・国民経済の安定確保、企業活動・治安の維持、すなわち社会的に必要な機能を維持するために不可欠な事業者として位置付けられている。ビルメンテナンス業務を継続して提供できるよう、各施設のビルオーナーと連携を図り、各施設の実情に合わせた仕様や作業内容・計画の見直し、各事業者の実情に合ったマニュアル等の整備を徹底されたい。また、本ガイドラインを踏まえたチェックリストは別添のとおりであるので、感染防止対策として活用されたい。

監修：金光 敬二 福島県立医科大学医学部感染制御学 教授  
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
病院清掃受託責任者講習実施委員会 委員長

## 業種別ガイドラインチェックシート ビルメンテナンス業

### チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

#### 1. 施設内の各所における日常清掃の対応策

##### (1) 作業上の留意事項と各エリア・場面の共通事項

| 項 目                                                                                                          | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。ただし、アルコール性手指消毒薬を使用できるのは、手に見える汚れがないときだけである。   |            |             |           |
| 洗っていない手で目、鼻、口に触れない。                                                                                          |            |             |           |
| 業務中は常に適切なマスクを着用する（品質の確かな、できれば不織布を着用。）。十分なマスク着用の効果を得るために、着用する際には隙間ができないように注意する。                               |            |             |           |
| 作業前及び作業中は施設の換気を行う。窓を開放する方法による換気では、2 方向の窓を 1 時間に 2 回以上、数分間程度全開にする（夏季及び冬季は、室内温度が大きく変動しないように留意した上で、定期的な換気を行う。）。 |            |             |           |
| 人との接触を避け、対人距離を十分に確保（1～2 m以上を目安に）するよう努める。                                                                     |            |             |           |
| 作業中に頻繁に触れる箇所を特定し、触れる回数が最低限になるよう工夫する。                                                                         |            |             |           |
| 作業後に資機（器）材（例：モップ・ほうき・ちり取り等の柄など）の手入れ・消毒を行う。熱水処理する場合は、80℃で 10 分間の処理を基本とする。                                     |            |             |           |
| ビルオーナーへの報告・連絡・相談はメールまたは携帯電話など非接触の方法にて行うことが望ましい。                                                              |            |             |           |
| 作業現場を車両で移動する際は、車内でも適切なマスク着用、換気、会話の自粛等基本的感染防止策を徹底する。                                                          |            |             |           |

(2) トイレ・洗面所

| 項 目                                                                                                      | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒を行う。ただし、アルコール性手指消毒を使用できるのは、手に目に見える汚れがないときだけである。 |            |             |           |
| 業務中は常にマスクのほか、使い捨て手袋を着用する。                                                                                |            |             |           |
| 便器内の作業時は、汚物や汚水の飛散による感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）をすることが望ましいが、使用できない場合は汚水の飛び散り等に十分注意する。            |            |             |           |
| 不特定多数の者が接触する高頻度接触部位は適宜、清掃・消毒する。                                                                          |            |             |           |
| トイレットペーパーの汚染を防ぐために、未使用部分に触れないよう注意し、切離面の三角折りはしない。                                                         |            |             |           |
| 便蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。                                                                                       |            |             |           |
| 共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオル等を使用する。                                                                             |            |             |           |
| ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする。                         |            |             |           |

(3) 従業員控室

| 項 目                                                                           | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 食事以外は常にマスクを着用する。                                                              |            |             |           |
| 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。また、ヒトとの距離を十分確保するか、アクリル板を設置するよう努める。            |            |             |           |
| 控室は、常時換気を徹底する。（空気の入替えができるよう、2 方向の窓を同時に開ける等の対応を行う。）                            |            |             |           |
| 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に清掃・消毒する。                                                |            |             |           |
| コップや手拭き用タオルなどは、共用しない。                                                         |            |             |           |
| 入退室前後（汚染されている可能性があるユニフォーム・作業靴の着脱後にも留意）に石けんと流水による手洗い（30 秒以上）及びアルコール性手指消毒薬を用いる。 |            |             |           |

(4) ゴミの収集業務と廃棄

| 項 目                                                                                        | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 掃除機で回収したごみの処理は、紙パックごと回収袋に入れる。                                                              |            |             |           |
| ゴミの回収時は、マスク、使い捨て手袋（素手でゴミに直接触れない）を着用する。                                                     |            |             |           |
| 接触感染を防ぐため、ゴミ袋からゴミを取り出して分別することはできる限り避ける。分別ができていない場合は受傷する危険性もある。施設利用者に排出時の分別を徹底してもらうことが望ましい。 |            |             |           |
| ゴミ袋はゴミの量を 70%程度におさえ、しっかり縛って封をする。                                                           |            |             |           |
| マスクや手袋の取り外し後は、石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。                                     |            |             |           |

(5) その他（※施設の対策に関することは、ビルオーナーの意向を確認しつつ実施する。）

| 項 目                                                                                                                                    | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 感染防止のための施設利用者の誘導（密にならないように対応）                                                                                                          |            |             |           |
| 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかける。                                                                                                       |            |             |           |
| 施設出入口の手指消毒設備の設置。                                                                                                                       |            |             |           |
| テナントビル等で入居者に感染が確認された場合は、保健所の指示に従って来訪者の入場制限を行う。                                                                                         |            |             |           |
| 機械換気の場合は、空気調和設備等の点検を行い、室内の換気が適切に行われているか確認する。なお、機械換気により適切な換気量が確保できる場合は追加で窓を開放する必要はない。                                                   |            |             |           |
| 窓を開放する方法による換気では、2方向の窓を1時間に2回以上、数分間程度全開にする。窓が1方向しかない場合等は、サーキュレーターの補助的併用も検討する。換気の悪い場合に CO <sub>2</sub> センサーを（複数箇所）設置すると換気の指標になる。         |            |             |           |
| 冬期において密閉空間を換気する場合は、室温 18℃以上かつ相対湿度 40%以上に維持できる範囲内で、窓を常時開放する。なお、室温及び相対湿度を維持しようとする窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機や加湿器（結露に注意）を併用することも有効である。 |            |             |           |

## 2. 施設内の各所における定期清掃・特別清掃時に、特に必要な対応策

| 項 目                                       | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|-------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 現場を移動する際に車を利用する場合は、車内の手がよく触れる箇所の清掃、消毒を行う。 |            |             |           |
| 複数人で乗車する場合は、車内でも常にマスクを着用し換気を行う。           |            |             |           |

## 3. 設備管理時に、特に必要な対応策

| 項 目                                                                                      | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 法定点検等は、可能な限り人のいない深夜の作業帯を中心に行う。あるいは、各省庁の新型コロナウイルス感染症に関する通達を確認し、事故の発生防止を確保したうえで、弾力的な運用を行う。 |            |             |           |
| 各施設の巡回は一人作業を基本とする。ただし、危険が伴うと判断した場合（高所作業等）は、安全衛生規則等に基づき、マスクを外さず複数人で作業を行う。                 |            |             |           |
| 工事が伴う作業時には密集を避けた作業シフトに変更する。                                                              |            |             |           |

## 4. 施設警備時に、特に必要な対応策

| 項 目                                                                                         | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 複数人による立哨は、ヒトとの距離を十分にあける。                                                                    |            |             |           |
| 不特定多数の者と近距離で接する業務時は、マスクを着用するほか、飛沫感染・接触感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェイスガード、ゴーグル等）や、アクリル板等の利用を考慮する。 |            |             |           |
| 施設利用者の救助・保護等の緊急対応、遺失物の拾得などは、通常の対応を行う。対応後は、石けんと流水による手洗い（30 秒以上）またはアルコール性手指消毒薬を使用する。          |            |             |           |

## 5. 従業員（自社内勤務者含む）の感染管理

| 項 目                                                 | 実践して<br>いる | 実践して<br>いない | 該当<br>しない |
|-----------------------------------------------------|------------|-------------|-----------|
| 石けんや流水による手洗い（30 秒以上）の徹底を図る。                         |            |             |           |
| マスクの素材は、ウレタンや布よりも効果が高い不織布を選択し、鼻や口からの漏れがないよう正しく着用する。 |            |             |           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。従業員が自己管理している場合は、こまめに洗濯するよう徹底を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |  |  |
| 出勤前の検温で発熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁、全身倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、下痢等の症状がある場合は、管理者等に報告し、出勤しないことを徹底する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |
| <p>地域の実情を踏まえた上で、以下の事項についても実施を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業務中、従業員に発熱等の症状が出現した場合は、抗原簡易キットを用いて積極的に検査を行う。</li> <li>➤ 抗原簡易キットの購入に際しては、近くの医療機関や医師会と相談して連携医療機関を定め、体外診断薬として国が承認したキットを購入する。</li> <li>➤ 検体採取にあたっては、教育を受けた従業員の監視下に行う。</li> <li>➤ 抗原簡易キットで陽性を示した場合は、連携医療機関で PCR 検査を行う。抗原簡易検査には（PCR 検査にも）、疑陽性や偽陰性があるので、結果の解釈については連携の医療機関の説明を受ける。</li> <li>➤ 従業員が抗原簡易キットで陽性となった時点から、従業員の勤務状況などから接触者リストを作成する。接触者に関しては、直ちに自宅待機とし、初発の従業員の診断が確定したら接触者リストを保健所に提出し接触者に対しても PCR 検査を行う。</li> </ul> |  |  |  |
| 朝夕礼時には各従業員の体調を確認する。健康観察アプリ（有料・無料あり）を活用し、従業員の毎日の健康状態を把握することに努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |
| 接触確認アプリ（COCOA）や地域の通知サービス、QR コード読取システムの活用を従業員に推奨する。接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源を on にしたうえで、マナーモードにすることを推奨する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |  |
| 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを徹底する。また、管理者は当該従業員が従事する施設のビルオーナーに報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |
| 管理者は、自宅待機となった従業員等の健康状態を毎日確認し、記録する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |
| これらの報告を受ける管理者や担当者及び取り扱う情報の範囲を定め、従業員に周知を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |
| 発熱などの症状がある場合には、まずは「かかりつけ医」や身近な医療機関に電話で相談する。「かかりつけ医」がいない場合は、「受診・相談センター」に相談すると、診療・検査医療機関を紹介してもらえる。事前に地域の「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知しておく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |  |
| 従業員同士、従業員と管理者等との報告・連絡・相談はメール及び携帯電話にて行うことが望ましい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |  |  |

|                                                                                            |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 寮などで集団生活をしている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすく、一般的な感染対策を講じることが困難である。地域の流行状況に応じて、定期的な PCR 検査の活用を検討する。 |  |  |  |
| 高齢者や重症化リスクの高い持病を持つ従業員については、より徹底した健康管理等を行う。                                                 |  |  |  |
| 夏季は、マスク等の着用による熱中症の危険性が高まるため、こまめに休憩と水分補給を行う。                                                |  |  |  |
| 本ガイドラインに示した対応策やマスク・手袋等の個人防護具の着脱について、作業前の十分な教育が必要である。特に外国人従業員には日本語能力に応じて教育方法に配慮する。          |  |  |  |